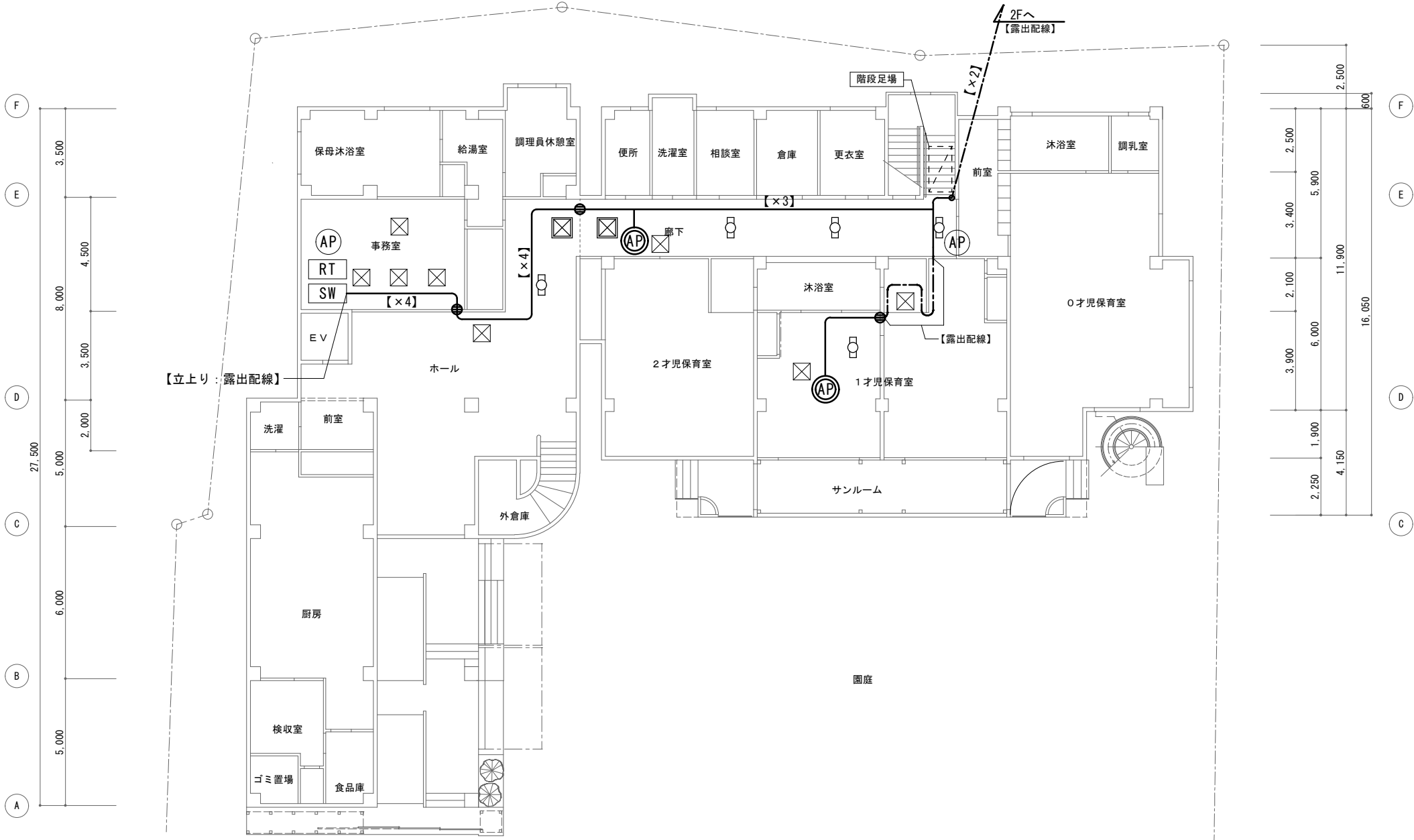
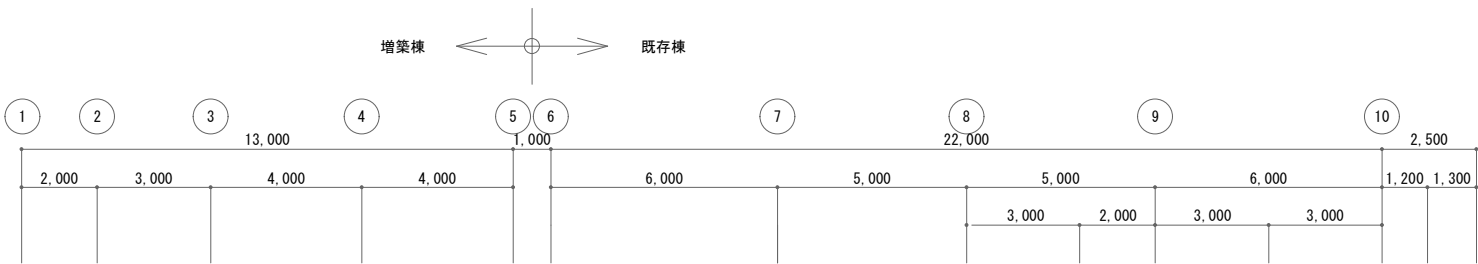


当代島保育園他 5 園ネットワーク環境改修工事

令和 8 年 8 月

案内図				工事概要		項 目		特 記 事 項	
当代島保育園 東野保育園 入船保育園 日の出保育園 高洲保育園 富岡保育園				各保育園の保育室に庁内ネットワーク環境を整備するため、アクセスポイントを各所に増設する工事		特. 1. 17 建物解体に関する法令の遵守		・本工事施工において、建物の撤去解体を行う際には石綿障害予防規則・建設リサイクル法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・その他法令を遵守し、必要な措置を講ずること。	
				特記事項		特. 1. 18 浦安市検査監理課による検査		・本工事施工において、請負者は浦安市検査監理課の指示に従い工事完了後、検査を受検すること。 ・請負者は工事の中間検査、出来形検査、完了検査については現場代理人、監理技術者及び主任技術者等を同席させること。	
				・新設のL2スイッチとアクセスポイントは、機器毎に事前設定したものを令和8年9月末に発注者より支給する。 ・メインの配線作業は休園日に実施することを基本とし、その他の作業は保育園の運営に影響を及ぼさない範囲で調整すること。（開園日：月～土、休園日：日・祝） ・新設機器が支給され次第、設置作業を開始することとし、完了した園から園内での設定作業を別途発注にて行うため、詳細に作業スケジュールを調整すること。 ・令和8年11月末までに、全国で設定作業が完了するようスケジュールを調整すること。		特. 1. 19 契約時に提出する書面		・以下に示す工事に該当する場合において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び第13条に基づく書面を契約書とともに提出すること。 （1）建築物解体:延べ面積 80㎡以上 （2）建築物新築・増築:延べ面積 500㎡以上 （3）建築物修繕・模様替え: 請負代金 1億円以上 （4）土木工事等:請負代金 500万円以上	
				一般共通事項		特. 1. 20 設計変更等		・設計変更等については、約款第18条から第26条に記載しているが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」（浦安市）によること。	
				項 目		特. 1. 21 LED照明器具の採用について		JIS C7550-2011 4.4リスクグループ分類内の免除グループのLED器具であること。	
				特. 1. 1 適用範囲		特. 1. 22 フロン排出抑制法の遵守		空調用エアコン及び冷凍冷蔵機器等、フロン類を使用する機器で「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」において定められた「第一種特定製品」に該当する機器を設置する場合は、一般財団法人「日本冷媒・環境保全機構（JREC）」が運営する冷媒管理システム「RaMS」における機器管理番号シールの購入・貼付、機器の基本的な情報の入力や設置時追加充填量の入力を行うこと。 フロン類を修理等により再充填する場合は、システムの整備記録簿に記入すること。 機器を撤去する場合は、システム内で回収依頼書を代行入力し送付すること。その後、フロン回収証明書・フロン破壊・再生証明書の提出をシステム内で行うこと。 なお、機器管理番号シールの購入や回収依頼書の発行、システムへの登録の費用は請負者の負担とすること。	
				特. 1. 2 工期		1. 1. 1 標準仕様書の適用範囲		・標準仕様書の通りとする。	
				特. 1. 3 工事作業時間		1. 1. 2 用語の定義		・標準仕様書の通りとする。	
				特. 1. 4 作業休日		1. 1. 3 官公署その他への届出手続等		・標準仕様書の通りの他、事前に届出の有無を確認し、速やかに手続きを行い工程の遅れのないようにする。 ・手続きの費用は請負者の負担とする。	
				特. 1. 5 工事場所の環境		1. 1. 4 工事実績情報の登録		・標準仕様書の通りの他、登録内容について承諾を受けた後、期間内に登録の手続きを行う。 （請負額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工登録を行う）	
				特. 1. 6 公害防止		1. 1. 5 書類の書式等		・標準仕様書の通りの他、次の通りとする。 ・設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 ・受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮の上、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものを供給する。 ・所管公署による指導は本工事に含むものとする。	
				特. 1. 7 安全対策		1. 1. 6 別契約の関連工事		・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 A. 別途工事との調整に当たって、監督職員より指示のある場合はこれに従う。 B. 本工事と別途工事の工事区分は設計図書に示す。 但し、同項に記載なくも工事を完成するために当然必要な工事及び材料は本工事に含む。	
				特. 1. 8 工事用道路		1. 1. 7 設計図書等の取扱い		・標準仕様書の通りとする。	
				特. 1. 9 仮囲い		工事名称		当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事	
				特. 1. 10 工事内容掲示板の設置		図面名称		浦安市工事特記仕様書（1）	
				特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理		担当課		健康こども部 保育幼稚園課	
				特. 1. 12 諸官公署による指導		工事番号			
				特. 1. 13 光熱水費等		作成日		令和8年8月	
				特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い				全13葉	
				特. 1. 15 経年検査					
				特. 1. 16 環境に対する配慮					
図面リスト				特. 1. 1 適用範囲		特. 1. 2 工期		特. 1. 3 工事作業時間	
				特. 1. 2 工期		特. 1. 4 作業休日		特. 1. 5 工事場所の環境	
				特. 1. 3 工事作業時間		特. 1. 6 公害防止		特. 1. 7 安全対策	
				特. 1. 4 作業休日		特. 1. 8 工事用道路		特. 1. 9 仮囲い	
				特. 1. 5 工事場所の環境		特. 1. 10 工事内容掲示板の設置		特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理	
				特. 1. 6 公害防止		特. 1. 12 諸官公署による指導		特. 1. 13 光熱水費等	
				特. 1. 7 安全対策		特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い		特. 1. 15 経年検査	
				特. 1. 8 工事用道路		特. 1. 16 環境に対する配慮			
				特. 1. 9 仮囲い					
				特. 1. 10 工事内容掲示板の設置					
				特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理					
				特. 1. 12 諸官公署による指導					
				特. 1. 13 光熱水費等					
				特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い					
				特. 1. 15 経年検査					
				特. 1. 16 環境に対する配慮					
工期				●本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。					
				●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。 なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。 (1) 工事着手期限日（契約締結日から30日以内） (2) 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日） (3) 留意事項 ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届けなければならない。 イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。 エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所等の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。 オ 前払金は、工事着手日の10日前までは請求できない。		特. 1. 17 建物解体に関する法令の遵守		・本工事施工において、建物の撤去解体を行う際には石綿障害予防規則・建設リサイクル法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・その他法令を遵守し、必要な措置を講ずること。	
				特記事項		特. 1. 18 浦安市検査監理課による検査		・本工事施工において、請負者は浦安市検査監理課の指示に従い工事完了後、検査を受検すること。 ・請負者は工事の中間検査、出来形検査、完了検査については現場代理人、監理技術者及び主任技術者等を同席させること。	
				・新設のL2スイッチとアクセスポイントは、機器毎に事前設定したものを令和8年9月末に発注者より支給する。 ・メインの配線作業は休園日に実施することを基本とし、その他の作業は保育園の運営に影響を及ぼさない範囲で調整すること。（開園日：月～土、休園日：日・祝） ・新設機器が支給され次第、設置作業を開始することとし、完了した園から園内での設定作業を別途発注にて行うため、詳細に作業スケジュールを調整すること。 ・令和8年11月末までに、全国で設定作業が完了するようスケジュールを調整すること。		特. 1. 19 契約時に提出する書面		・以下に示す工事に該当する場合において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び第13条に基づく書面を契約書とともに提出すること。 （1）建築物解体:延べ面積 80㎡以上 （2）建築物新築・増築:延べ面積 500㎡以上 （3）建築物修繕・模様替え: 請負代金 1億円以上 （4）土木工事等:請負代金 500万円以上	
				一般共通事項		特. 1. 20 設計変更等		・設計変更等については、約款第18条から第26条に記載しているが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」（浦安市）によること。	
				項 目		特. 1. 21 LED照明器具の採用について		JIS C7550-2011 4.4リスクグループ分類内の免除グループのLED器具であること。	
				特. 1. 1 適用範囲		特. 1. 22 フロン排出抑制法の遵守		空調用エアコン及び冷凍冷蔵機器等、フロン類を使用する機器で「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」において定められた「第一種特定製品」に該当する機器を設置する場合は、一般財団法人「日本冷媒・環境保全機構（JREC）」が運営する冷媒管理システム「RaMS」における機器管理番号シールの購入・貼付、機器の基本的な情報の入力や設置時追加充填量の入力を行うこと。 フロン類を修理等により再充填する場合は、システムの整備記録簿に記入すること。 機器を撤去する場合は、システム内で回収依頼書を代行入力し送付すること。その後、フロン回収証明書・フロン破壊・再生証明書の提出をシステム内で行うこと。 なお、機器管理番号シールの購入や回収依頼書の発行、システムへの登録の費用は請負者の負担とすること。	
				特. 1. 2 工期		1. 1. 1 標準仕様書の適用範囲		・標準仕様書の通りとする。	
				特. 1. 3 工事作業時間		1. 1. 2 用語の定義		・標準仕様書の通りとする。	
				特. 1. 4 作業休日		1. 1. 3 官公署その他への届出手続等		・標準仕様書の通りの他、事前に届出の有無を確認し、速やかに手続きを行い工程の遅れのないようにする。 ・手続きの費用は請負者の負担とする。	
				特. 1. 5 工事場所の環境		1. 1. 4 工事実績情報の登録		・標準仕様書の通りの他、登録内容について承諾を受けた後、期間内に登録の手続きを行う。 （請負額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工登録を行う）	
				特. 1. 6 公害防止		1. 1. 5 書類の書式等		・標準仕様書の通りの他、次の通りとする。 ・設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 ・受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮の上、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものを供給する。 ・所管公署による指導は本工事に含むものとする。	
				特. 1. 7 安全対策		1. 1. 6 別契約の関連工事		・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 A. 別途工事との調整に当たって、監督職員より指示のある場合はこれに従う。 B. 本工事と別途工事の工事区分は設計図書に示す。 但し、同項に記載なくも工事を完成するために当然必要な工事及び材料は本工事に含む。	
				特. 1. 8 工事用道路		1. 1. 7 設計図書等の取扱い		・標準仕様書の通りとする。	
				特. 1. 9 仮囲い		工事名称		当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事	
				特. 1. 10 工事内容掲示板の設置		図面名称		浦安市工事特記仕様書（1）	
				特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理		担当課		健康こども部 保育幼稚園課	
				特. 1. 12 諸官公署による指導		工事番号			
				特. 1. 13 光熱水費等		作成日		令和8年8月	
				特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い				全13葉	
				特. 1. 15 経年検査					
				特. 1. 16 環境に対する配慮					

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項	
1.1.8	疑義に対する協議等	・標準仕様書の通りとする。		1.3.5	施工条件	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 「 工事用車両の駐車場所 」※図示 「 資機材置き場 」※図示 「 建設発生土仮置場 」※図示		1.4.2	材料の品質等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること 尚、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社)公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ・建築材料の製造所・製品及び施工業者などは、特記された物、又は同等品以上とし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 ただし、資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。	
1.1.9	工事の一時中止に関わる事項	・標準仕様書の通りとする。								1.5.3 技能資格者 ・標準仕様書の通りとする。	
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	・標準仕様書の通りとする。		1.3.6	品質管理	・標準仕様書の通りとする。				1.5.4 一工程の施工の確認及び報告 ・標準仕様書の通りとする。	
1.1.11	特許権等	・標準仕様書の通りとする。		1.3.7	施工中の安全確保	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事の着手に際し、総括安全監理責任者を定め、工事場に入出入りする下請業者それぞれの安全責任者を統合した安全委員会を組織し、工事に携わる全ての職員・作業員を対象に随時安全教育を行うなどして現場内の保全対策を周知せしめ、工事場内を常に安全に保つための努力を怠らぬように注意する。 また、工事場の労働者その他出入りの管理・風紀衛生の取締に十分注意する。 また、休務日の安全管理に十分注意する。 大型資材搬入時・道路掘削工事・大型車輛使用工事等の際には、交通安全整理員を配置し車輛の整理を行い、事故の完絶を図ること。特に学校・幼稚園等が付近にある場合は、十分な安全対策を行うこと。				1.5.5 施工の検査等 ・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査・試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。	
1.1.12	文化財その他の埋蔵物	・標準仕様書の通りとする。								1.5.6 施工の検査等に伴う試験 ・標準仕様書の通りとする。	
1.1.13	関係法令等の遵守	・標準仕様書の通りとする。								1.5.7 施工の立会い等 ・標準仕様書の通りとする。	
1.2.1	実施工程表	・標準仕様書の通りとする。								1.5.8 工法の提案 ・標準仕様書の通りとする。	
1.2.2	施工計画書	・標準仕様書の通りとする。								1.5.9 化学物質の濃度測定 「 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 」 「 測定物質は、次による。 」 「 学校施設：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン 」 「 パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン 」 「 その他：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン 」 「 エチルベンゼン、スチレン 」 「 その他、濃度測定箇所、方法等については監督職員の指示による。 」	
1.2.3	施工図等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 「 施工図の製作は円滑に行うこと。また、施工図を製作後速やかに関連する設備担当者と打合せ、遺漏のないことを確認した後、監督職員へ提出し、承認を受けること。 」 「 承認期限は工事着工の約7日前に承認を受けること。 」		1.3.8	交通安全管理	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事により生ずる各種公害は極力これを防止するように努める。特に騒音・振動・塵埃については注意し必要に応じ周辺住民町内会あるいは事業所等と工程・作業時間・道路使用等の事前打合わせをするなどして、工事の円滑な進捗を計るものとする。日曜・祝日は原則として休務日とする。 特に騒音・振動を伴う作業は行ってはならない。 尚、浦安市環境保全条例及び指導に従い工事を行う。		1.4.3	材料の搬入	・標準仕様書の通りとする。	
1.2.4	工事の記録	・標準仕様書の通りとする。						1.4.4	材料の検査等	・標準仕様書の通りとする。	
1.2.5	工程会議及び工程表	「 請負者は週間工程・月間工程を作成すると共に、週工図の割りで日を決め、関係者全員による工程会議を行い、お互いにそれぞれの事項を確認し合うこと。 」		1.3.9	災害時の安全確保	・標準仕様書の通りとする。		1.4.5	材料の検査に伴う試験	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査・試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。	
1.2.6	提出書類等の様式	・工事に関する各種書類の形式及び体裁は、浦安市営繕工事書類作成の手引きによる。		1.3.10	施工中の環境保全等	・標準仕様書の通りとする。		1.4.6	材料の保管	・標準仕様書の通りとする。	
1.2.7	提出書類	A. 着工時 1. 現場代理人・主任技術者・監理技術者届 2部 2. 全体工程表 2部 3. 設計図面製本「設計図書縮小版」 2部 4. 総合仮設計画 1部 B. 工事中（監督職員の指示による。） 1. 工事工程表(月間・週間) 1部 2. 工事打合せ議事録（質疑回答書・指示書） 1部 3. 工事記録写真 1部 4. 検査願・立会検査結果 1部 5. 工事使用材料承諾願 1部 6. 施工計画書（各工種） 1部 7. 下請業者リスト 1部 8. 製造業者リスト 1部 9. 産業廃棄物処理計画書 1部 「 工図及び製作図承諾願 」 1部 「 工事進捗状況報告書 」 1部 C. 検査時（工事中提出書類の報告書の他、次に挙げるものとする。） 1. 使用材料品質証明報告書 1部 2. 産業廃棄物処理報告書 1部 3. 工事完成図報告書 1部		1.3.11	発生材の処理等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・場外搬出適切処理。 ・市に引き渡す発生材は発生材調書と共に引渡す。 ・監督職員の指示により処理。 ・発生材の処理の運搬処分地等は関係法令等に従いこれを行う。 ・処分にあたりその通行経路・運搬台車・処分地等の計画書を監督職員へ提出し、承諾を受ける。		1.5.1	施工	・標準仕様書の通りとする。	
				1.3.12	養生	・標準仕様書の通りとする。		1.5.2	技能士	・標準仕様書の通りの他、適用については次に挙げるものとする。 「 下記表中○印の工種について適用する 」 ・適用しない	
				1.3.13	後片付け	・標準仕様書の通りとする。					
				1.3.14	各種保険	・請負者は、労働者災害補償保険等、法律によって定められた保険に加入する他、請負者が必要と考える各種保険(火災保険・賠償責任保険等)に加入すること。 請負者は、自己の責任をもって監督職員の承諾する妥当な金額の各種保険を付し、その写しを提出する。 「 工事着手に先立ち、周辺民家・事業所等の建物及び公園用地の現状を、出来得る限り調査し、将来損害補償要求の提起せられる恐れがあることを見える箇所等は、写真撮影などしておく。ただし、調査にあたりいたずらに人心を刺激することのないように十分に配慮する。 」 「 工事期間中も定期的に調査すること。 」 「 特に土工事完了までは周辺地盤の沈下に対して厳重に管理を行う。 」 「 工事による隣地・公道及び既存排水溝への損傷は請負者の負担によってもよやかに復旧すること。 」					
				1.3.15	周辺環境の調査及び管理	「 工事着手に先立ち、周辺民家・事業所等の建物及び公園用地の現状を、出来得る限り調査し、将来損害補償要求の提起せられる恐れがあることを見える箇所等は、写真撮影などしておく。ただし、調査にあたりいたずらに人心を刺激することのないように十分に配慮する。 」 「 工事期間中も定期的に調査すること。 」 「 特に土工事完了までは周辺地盤の沈下に対して厳重に管理を行う。 」 「 工事による隣地・公道及び既存排水溝への損傷は請負者の負担によってもよやかに復旧すること。 」					
1.2.8	色、柄等の指示	「 監督職員により決定したものを色見本帳として作成し、提出する。 」		1.4.1	環境への配慮	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・構造材、仕上材、造作材、塗装材、下地材、断熱材、緩衝材、家具材等及び加工(接着剤含む)に使用する材料は、特記なき限り「 777					



当代島保育園 1階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
既存棟1階	3,200mm	2,400mm
既存棟2階	2,900mm	2,400mm
増築棟1階	3,200mm	2,460mm
増築棟2階	2,900mm	2,350mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊗	天井点検口（既設）
⊗	天井点検口（新設）
⌞	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

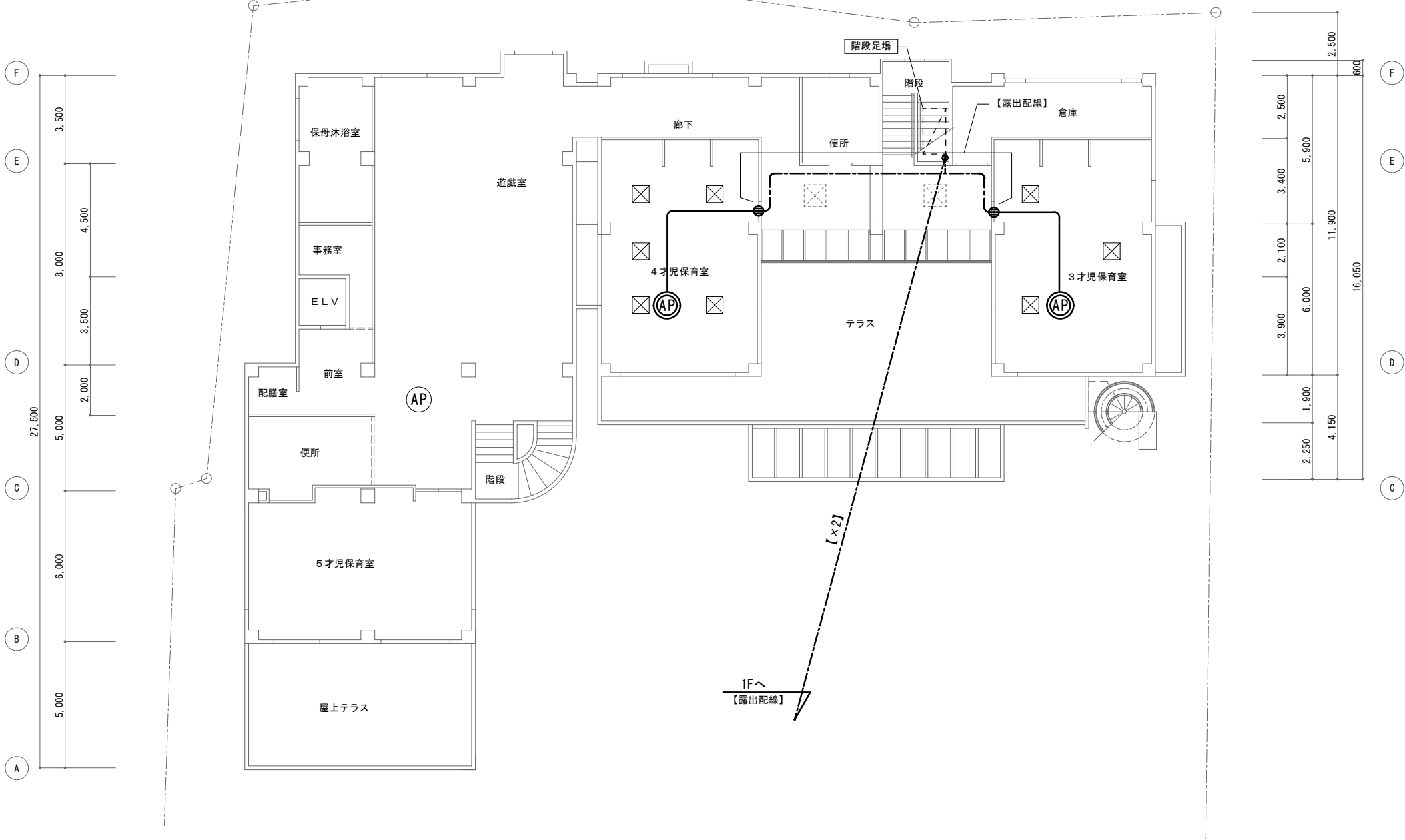
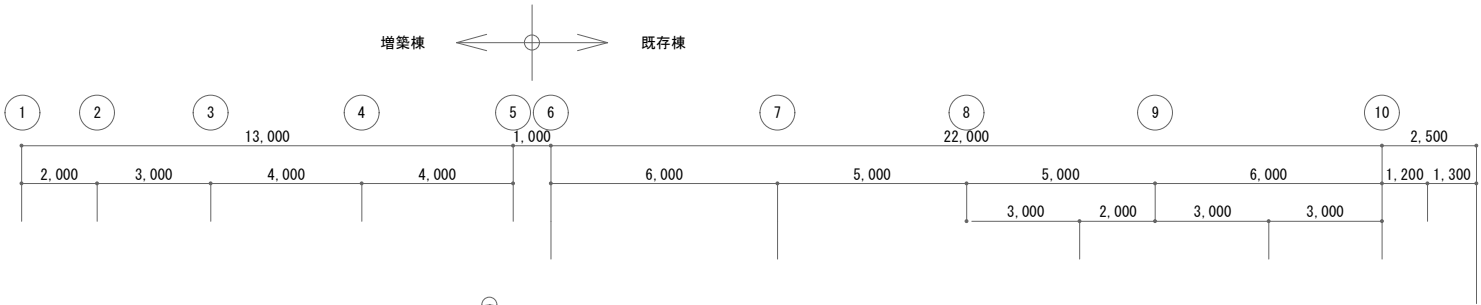
＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

—— EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内配線

- - - - EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

- ＜特記仕様＞
- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
 - ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
 - ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。 ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
 - ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/200	通し番号 03
図面名称 当代島保育園 1階平面図			
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号		
	作成日 令和8年8月	全13葉	



当代島保育園 2階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
既存棟1階	3,200mm	2,400mm
既存棟2階	2,900mm	2,400mm
増築棟1階	3,200mm	2,460mm
増築棟2階	2,900mm	2,350mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
⌞	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

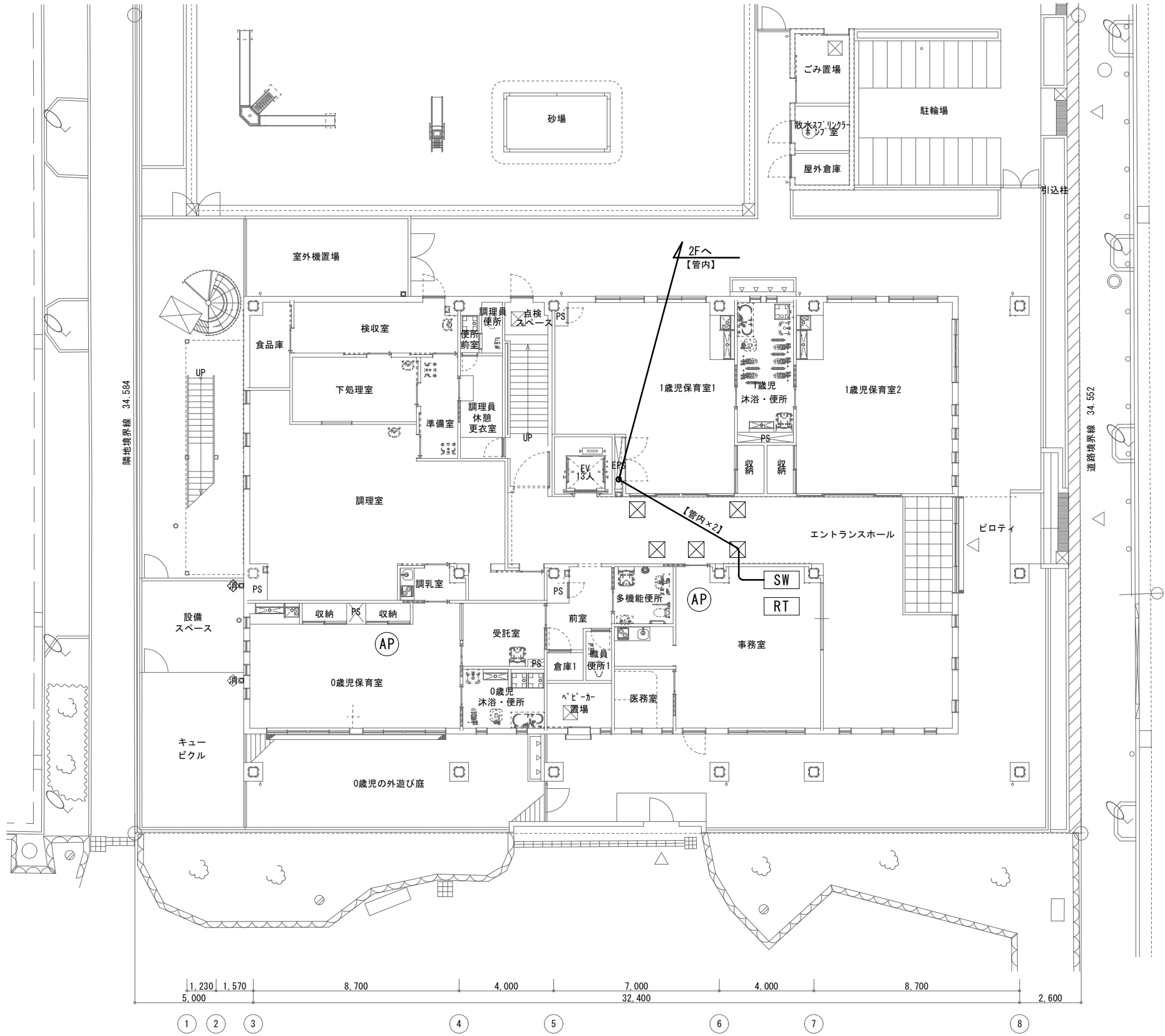
＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内隠蔽配線
- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

＜特記仕様＞

- 本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
- 機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
- 壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
 - ①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。
 - ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
- 壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/200	通し番号 04
図面名称 当代島保育園 2階平面図			
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号		
	作成日 令和8年8月	全13葉	



入船保育園 1階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,500mm	2,500mm
2階	3,500mm	2,500mm
3階	3,500mm	2,500mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
⌞	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

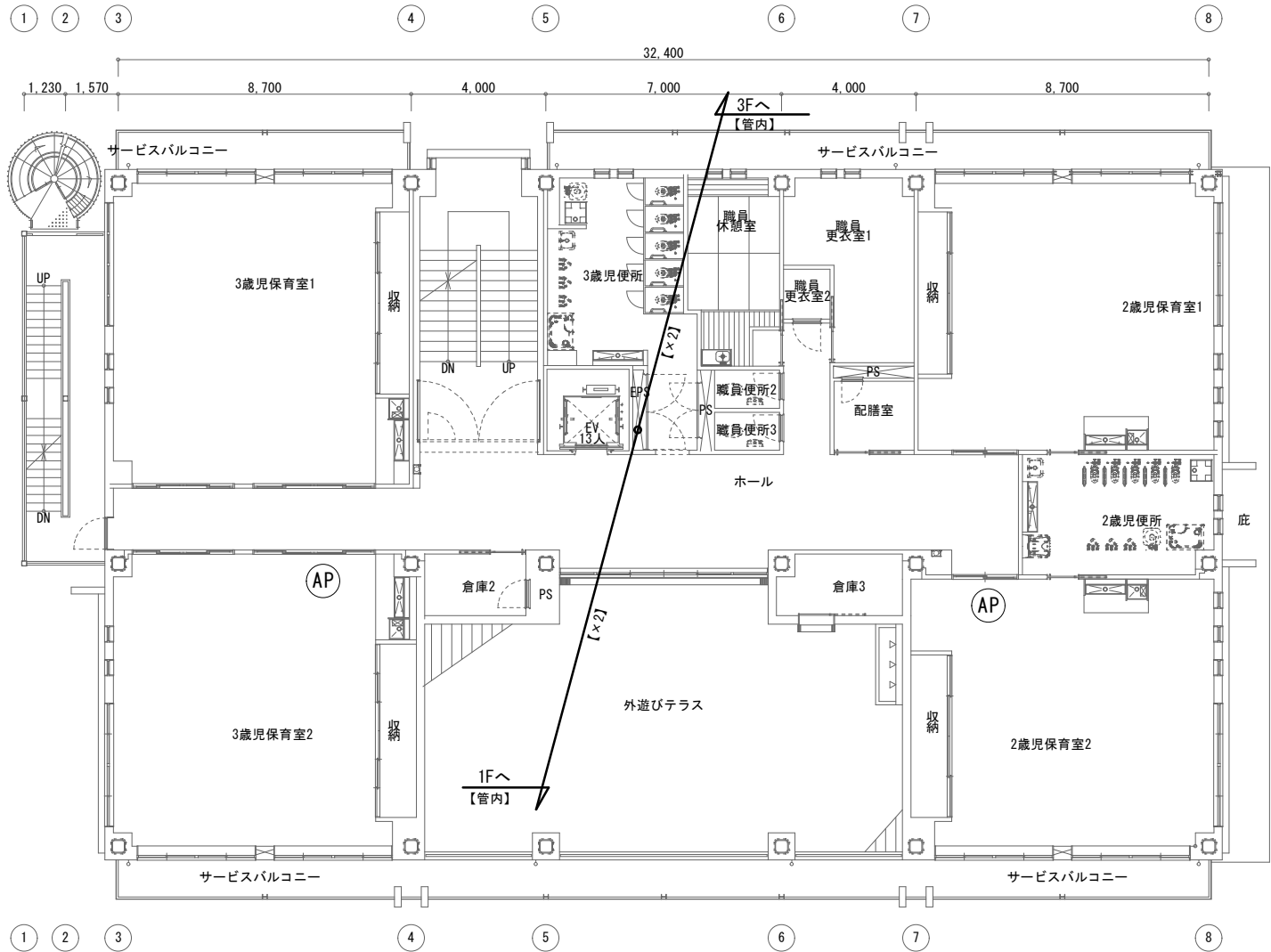
＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内配線
- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

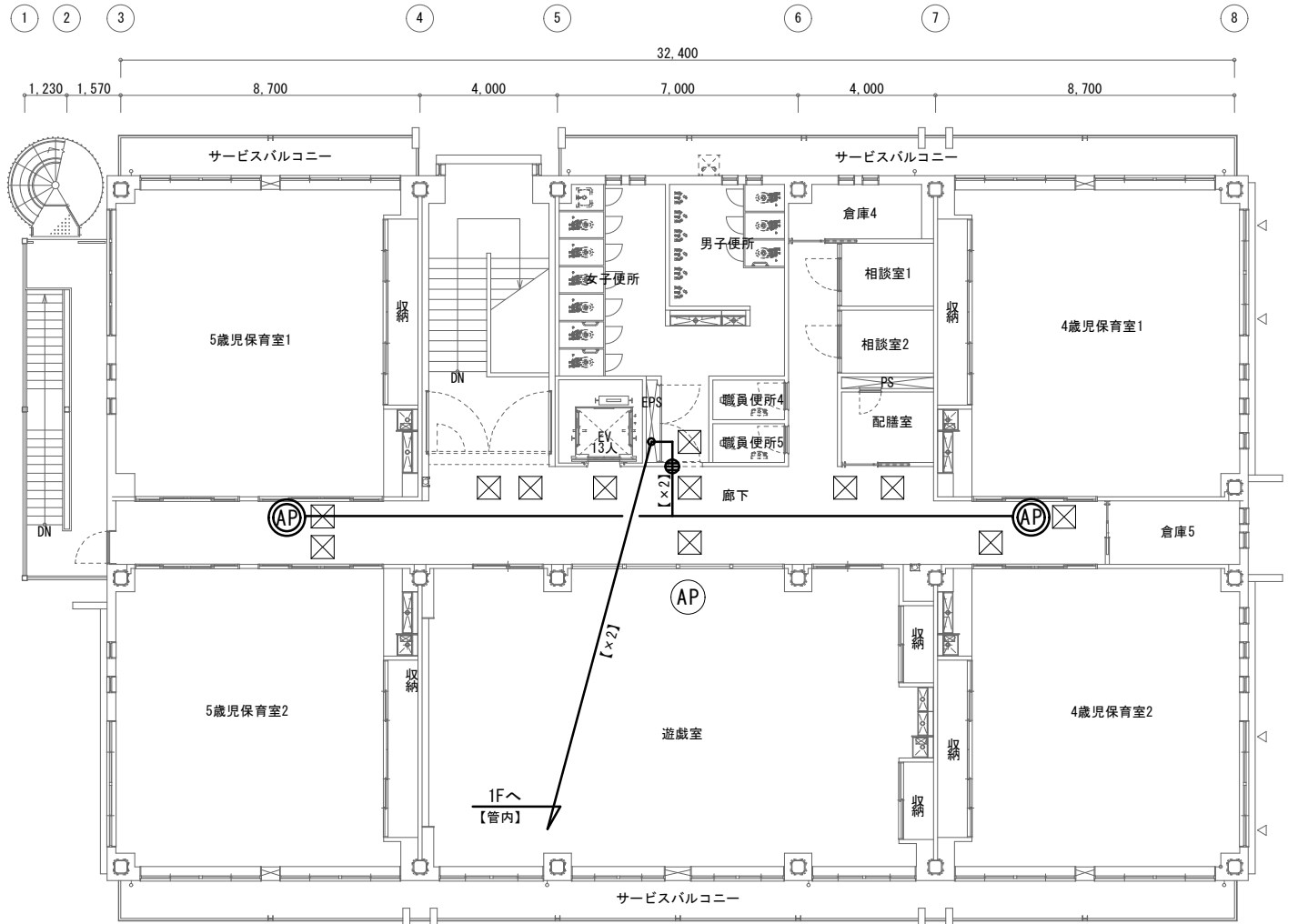
- ＜特記仕様＞
- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
 - ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
 - ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。 ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
 - ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称	当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		通し番号
図面名称	入船保育園 1階平面図	縮尺	
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号	05
		作成日	
		令和8年8月	全13葉

入船保育園 2階平面図



入船保育園 3階平面図



＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,500mm	2,500mm
2階	3,500mm	2,500mm
3階	3,500mm	2,500mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

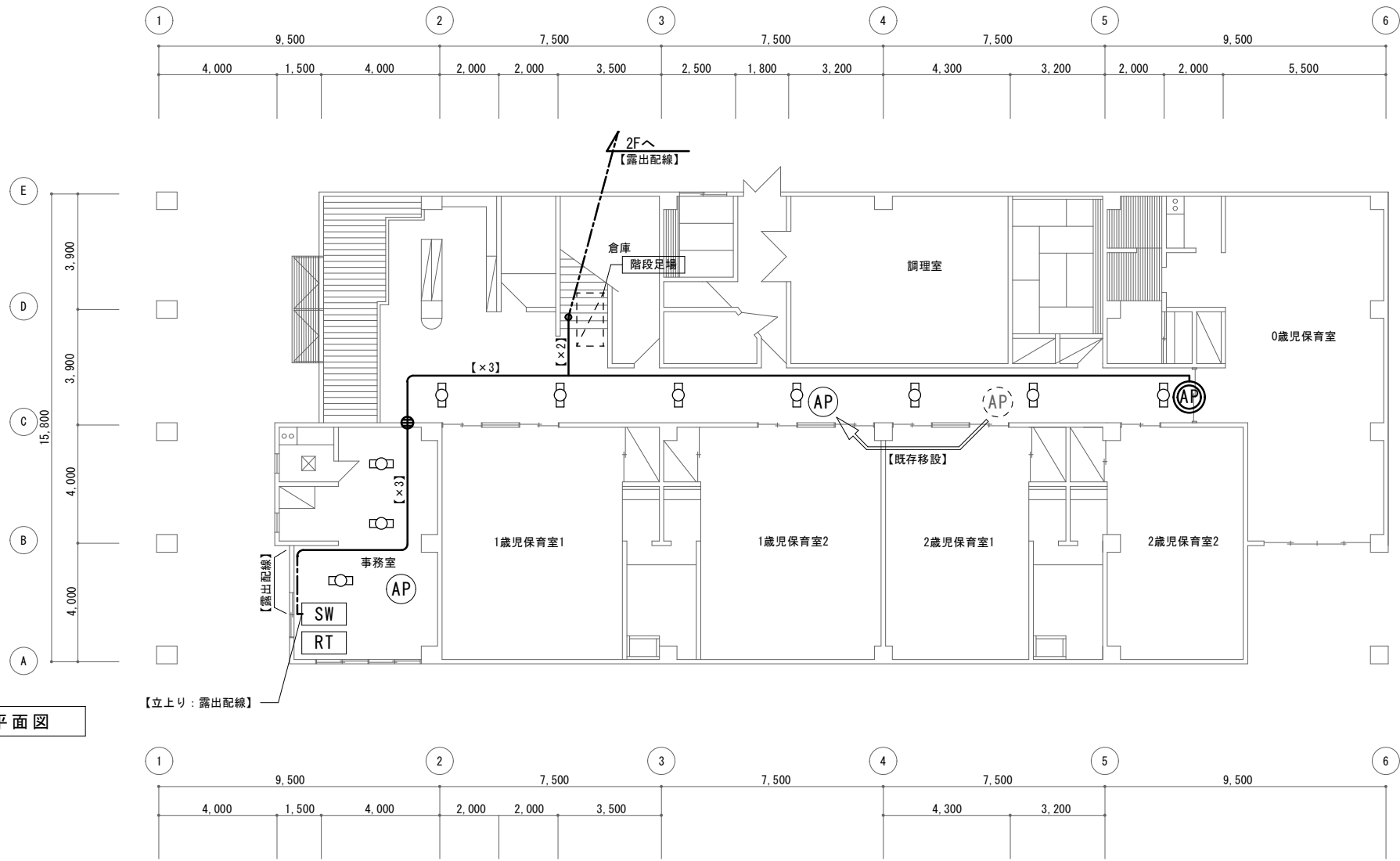
＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
⌞	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

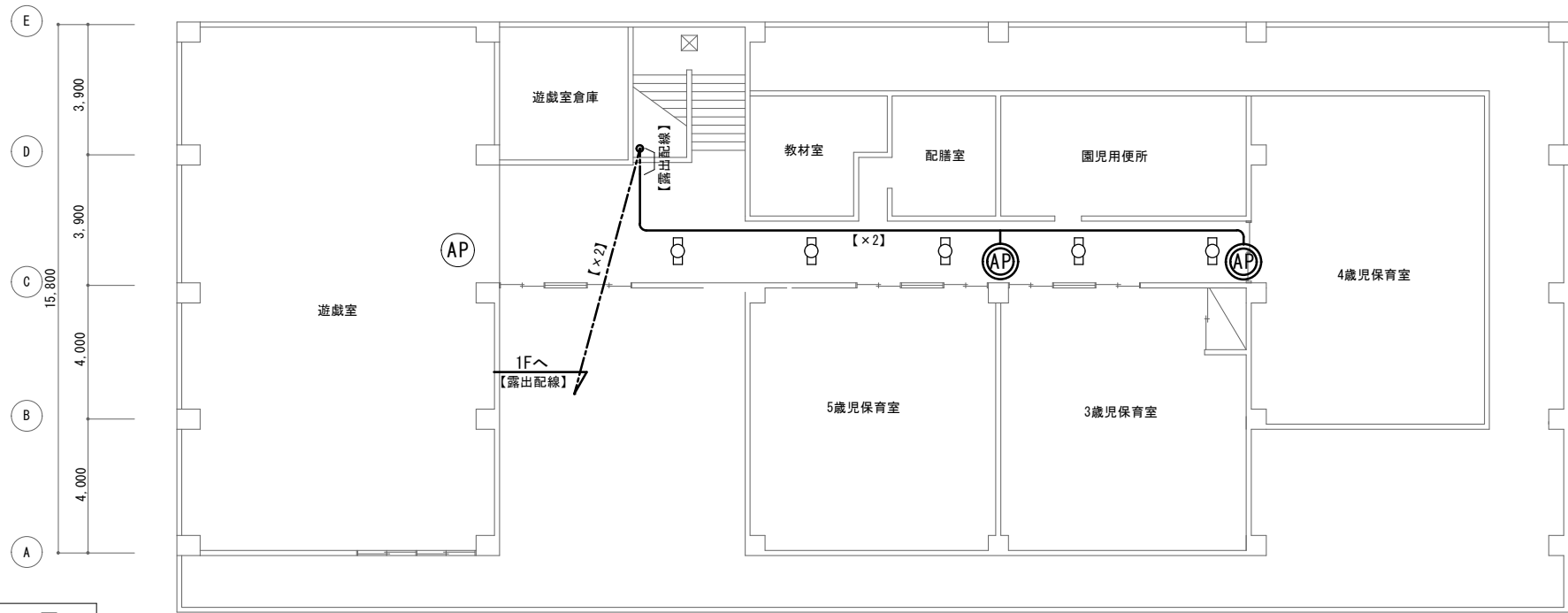
———	EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井コネク配線
-----	EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

- ＜特記仕様＞
- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
 - ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
 - ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
 - ①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。
 - ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
 - ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称	当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事	
図面名称	入船保育園 2・3階平面図	縮尺 1/200
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号
		通し番号 06
	作成日	令和8年8月
		全13葉



富岡保育園 1階平面図



富岡保育園 2階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,400mm	2,500mm
2階	3,350mm	2,500mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
⌞	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

—— EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井コネクタ配線

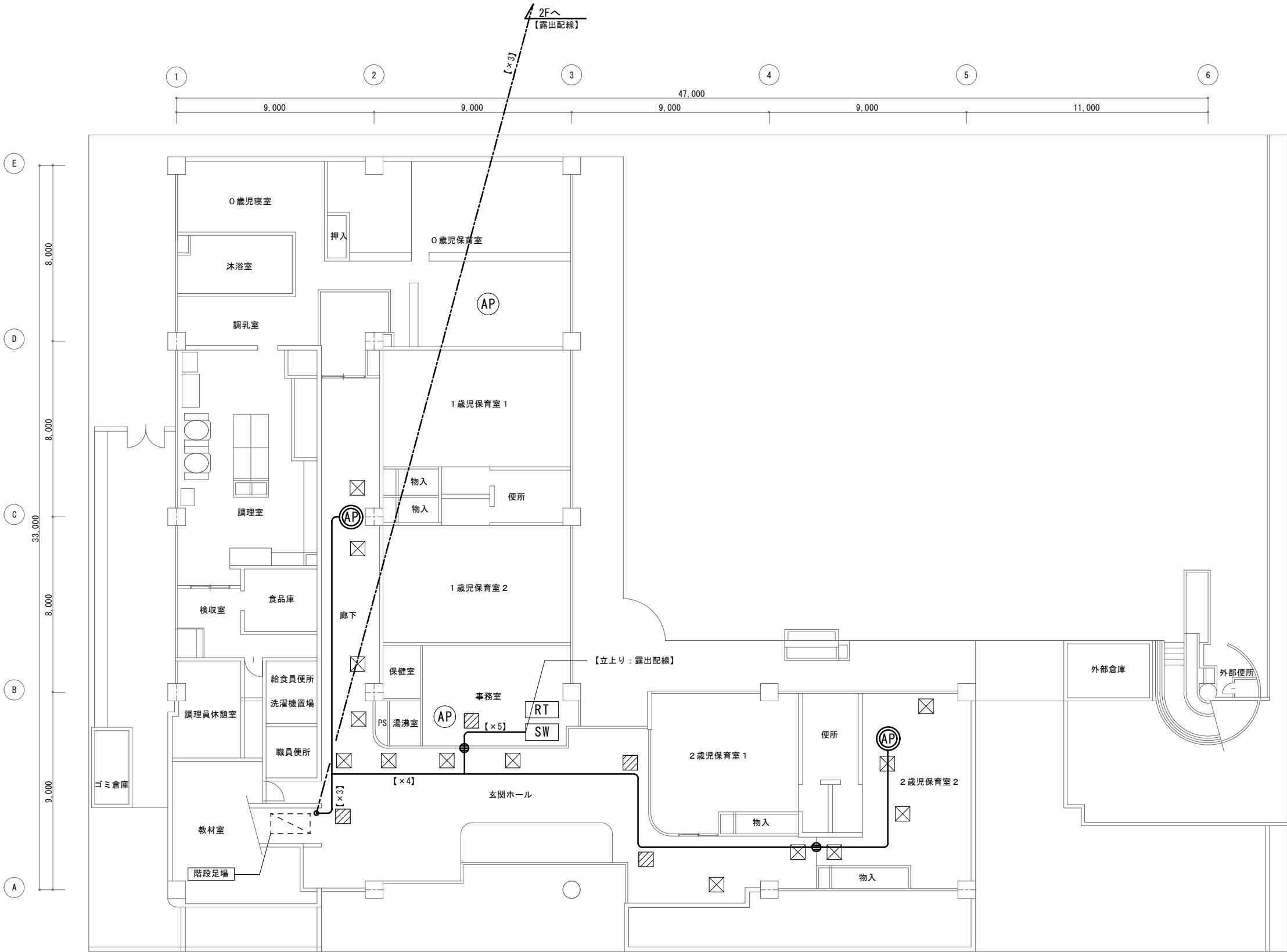
----- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

天井材アスベスト含有有り

＜特記仕様＞

- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
- ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
- ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
 - ①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。
 - ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
- ・天井材アスベスト含有有りのため、ビス等を打つ場合は、集塵機付き工具を使用するなどのアスベスト対策を行った上で実施すること。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/200	通し番号 07
図面名称 富岡保育園 1・2階平面図	工事番号		
担当課 健康こども部 保育幼稚園課			
	作成日 令和8年8月	全13葉	



東野保育園 1階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,700mm	2,700mm
2階	3,600mm	2,700mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
💡	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

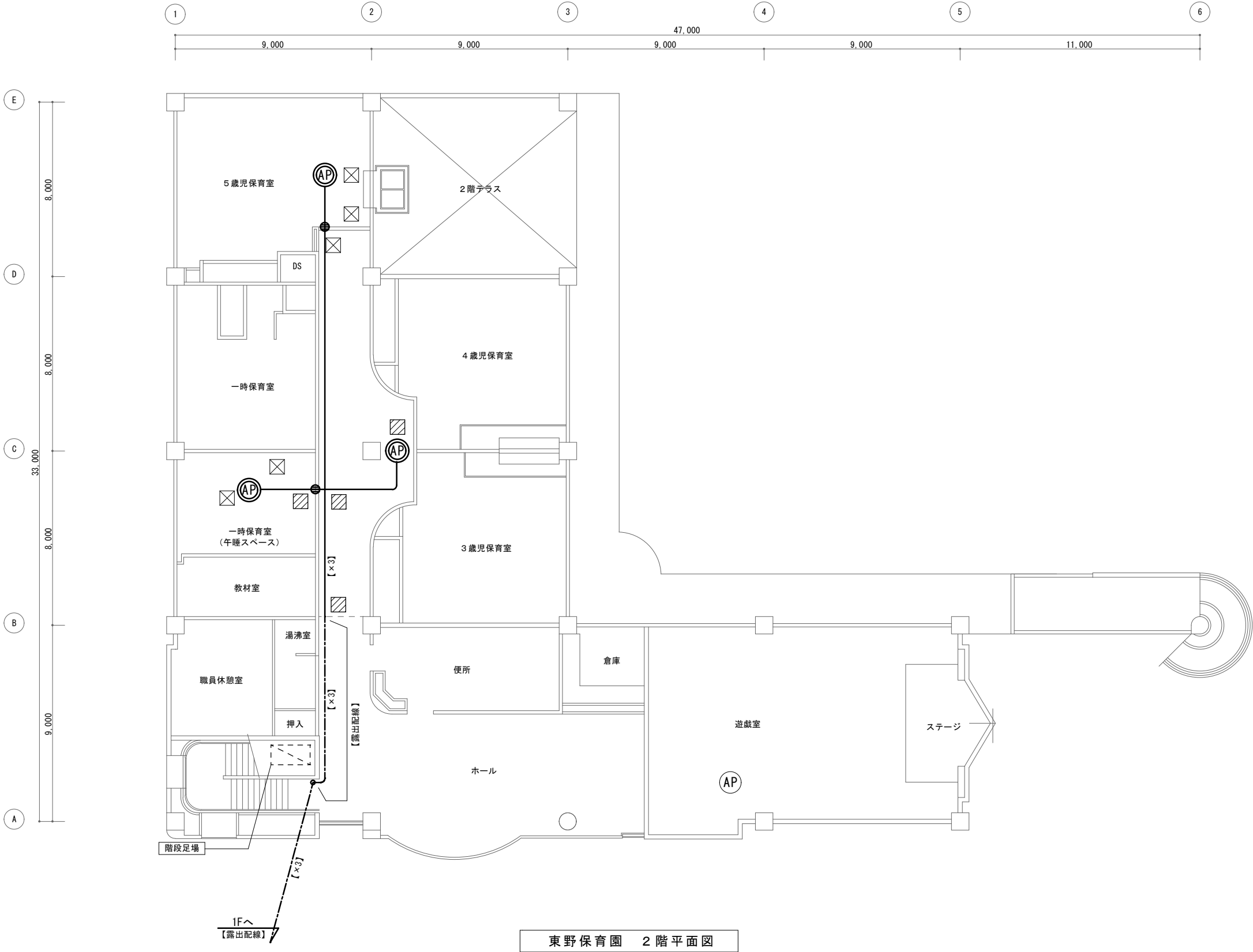
EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内配線

EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

＜特記仕様＞

- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
- ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
- ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
 - ①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。
 - ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
- ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称		当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		
図面名称	東野保育園 1階平面図		縮尺	1/200
担当課	健康こども部 保育幼稚園課		工事番号	
				通し番号
				08
			作成日	
			令和8年8月	全13葉



＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,700mm	2,700mm
2階	3,600mm	2,700mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

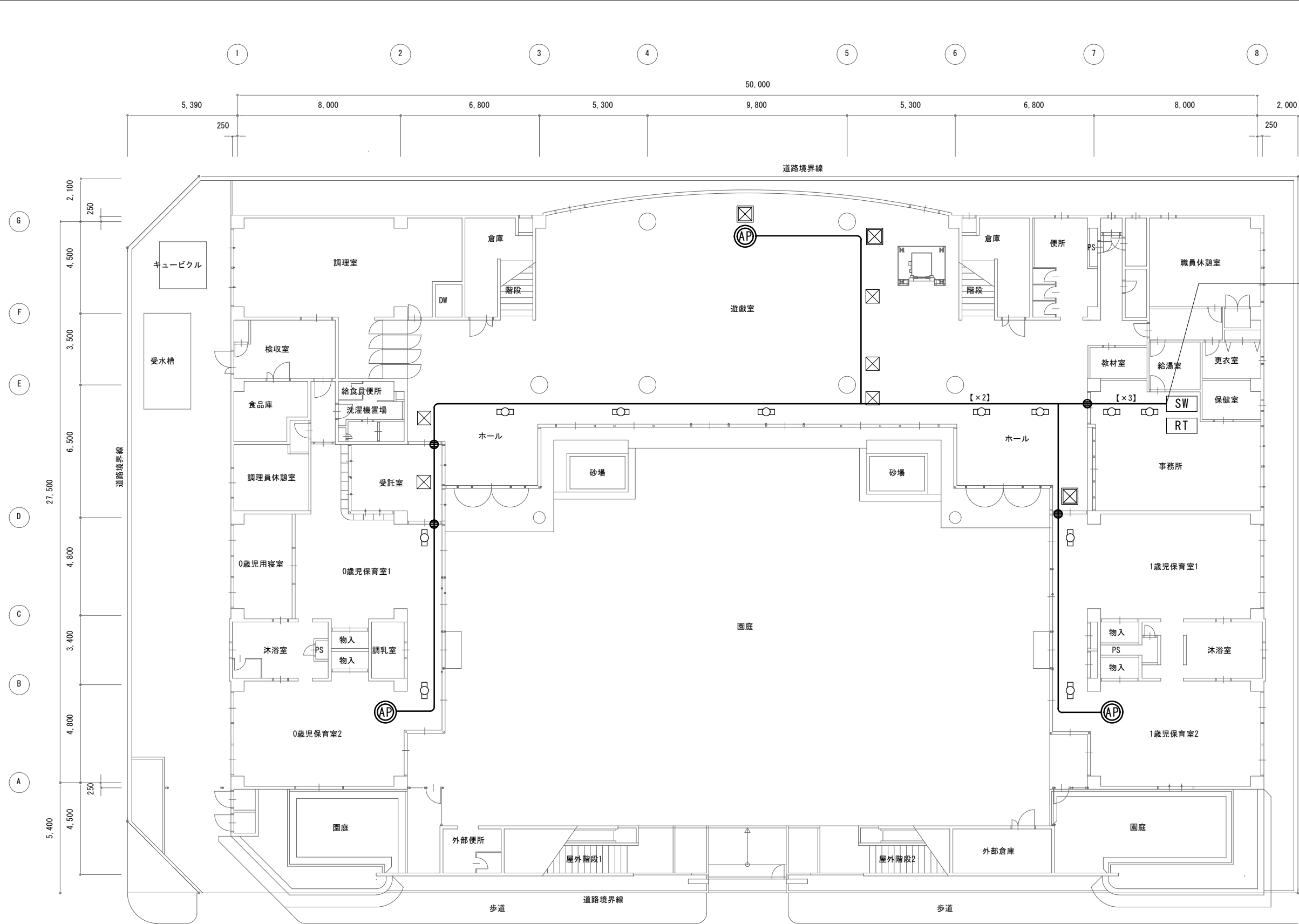
＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
💡	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

—————	EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内配線
- - - - -	EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

- ＜特記仕様＞
- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
 - ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
 - ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。 ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
 - ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/200	通し番号 09
図面名称 東野保育園 2階平面図			
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号		
	作成日 令和8年8月	全13葉	



日の出保育園 1 階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,200mm	2,400mm
2階	3,280mm	2,400mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

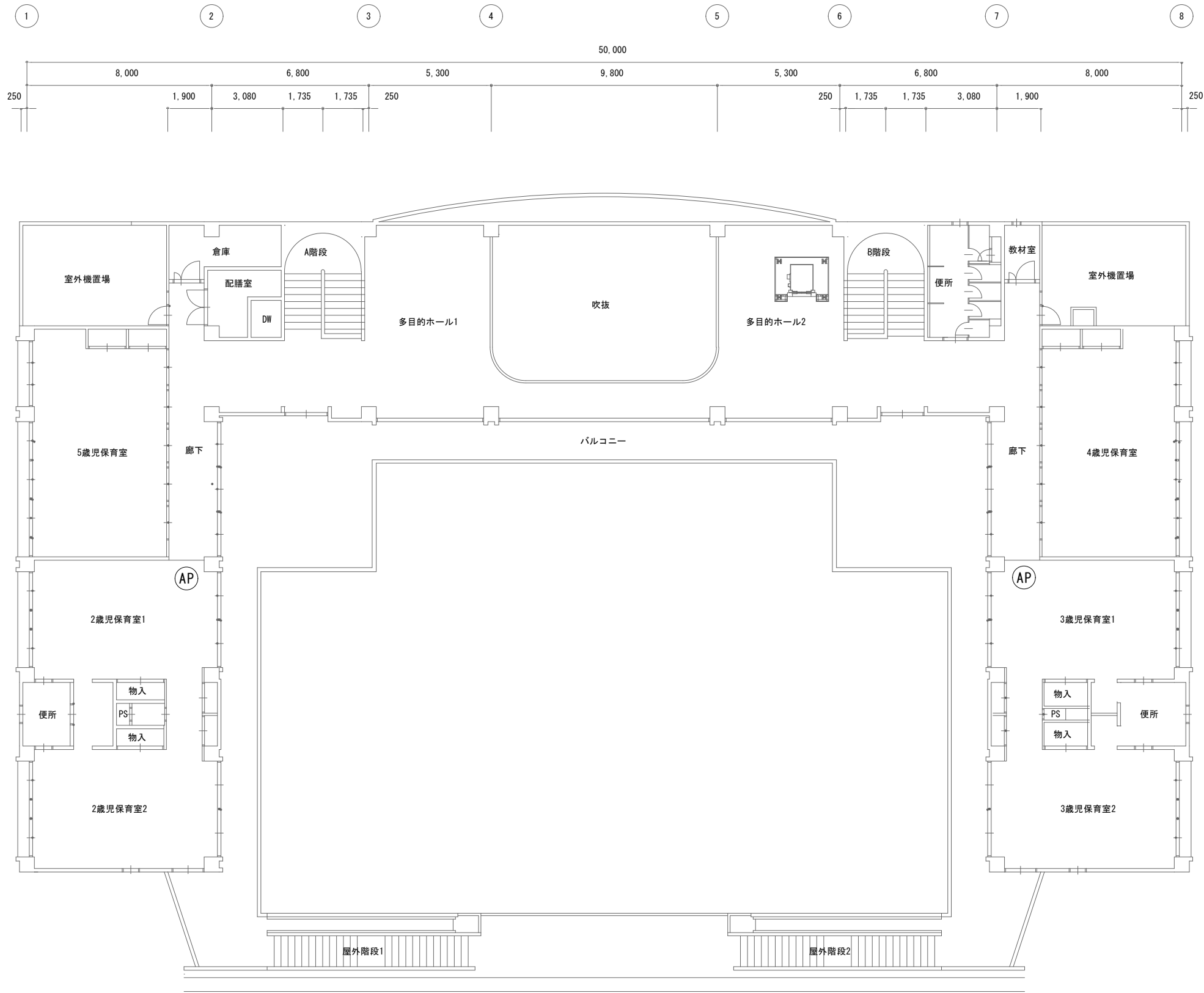
＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
💡	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井コブシ配線
- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

- ＜特記仕様＞
- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
 - ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
 - ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。 ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
 - ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/200	通し番号 10
図面名称 日の出保育園 1 階平面図	工事番号		
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	作成日 令和8年8月		
		全13葉	



日の出保育園 2 階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
1階	3,200mm	2,400mm
2階	3,280mm	2,400mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
⌚	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

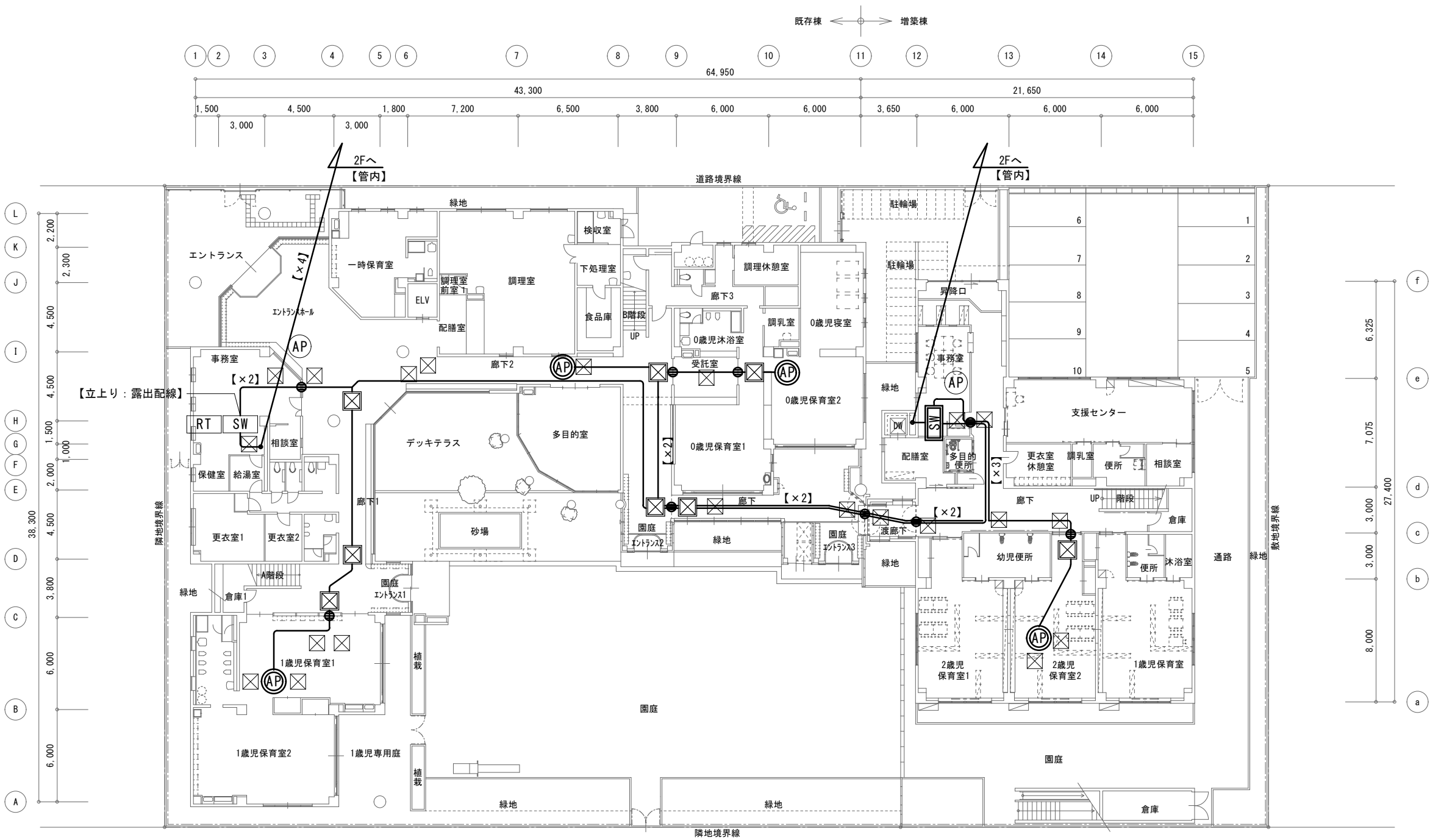
———	EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内配線
- - - - -	EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

※日の出保育園 2 階は工事無し。

＜特記仕様＞

- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
- ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
- ・壁貫通においては、施工者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
 - ①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。
 - ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
- ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/200	通し番号 11
図面名称 日の出保育園 2階平面図			
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号		
	作成日 令和8年8月	全13葉	



高洲保育園 1階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
既存棟1階	3,350mm	2,400mm
既存棟2階	3,050mm	2,400mm
増築棟1階	3,550mm	2,400mm
増築棟2階	3,800mm	2,400mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊠	天井点検口（既設）
⊠	天井点検口（新設）
⌞	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

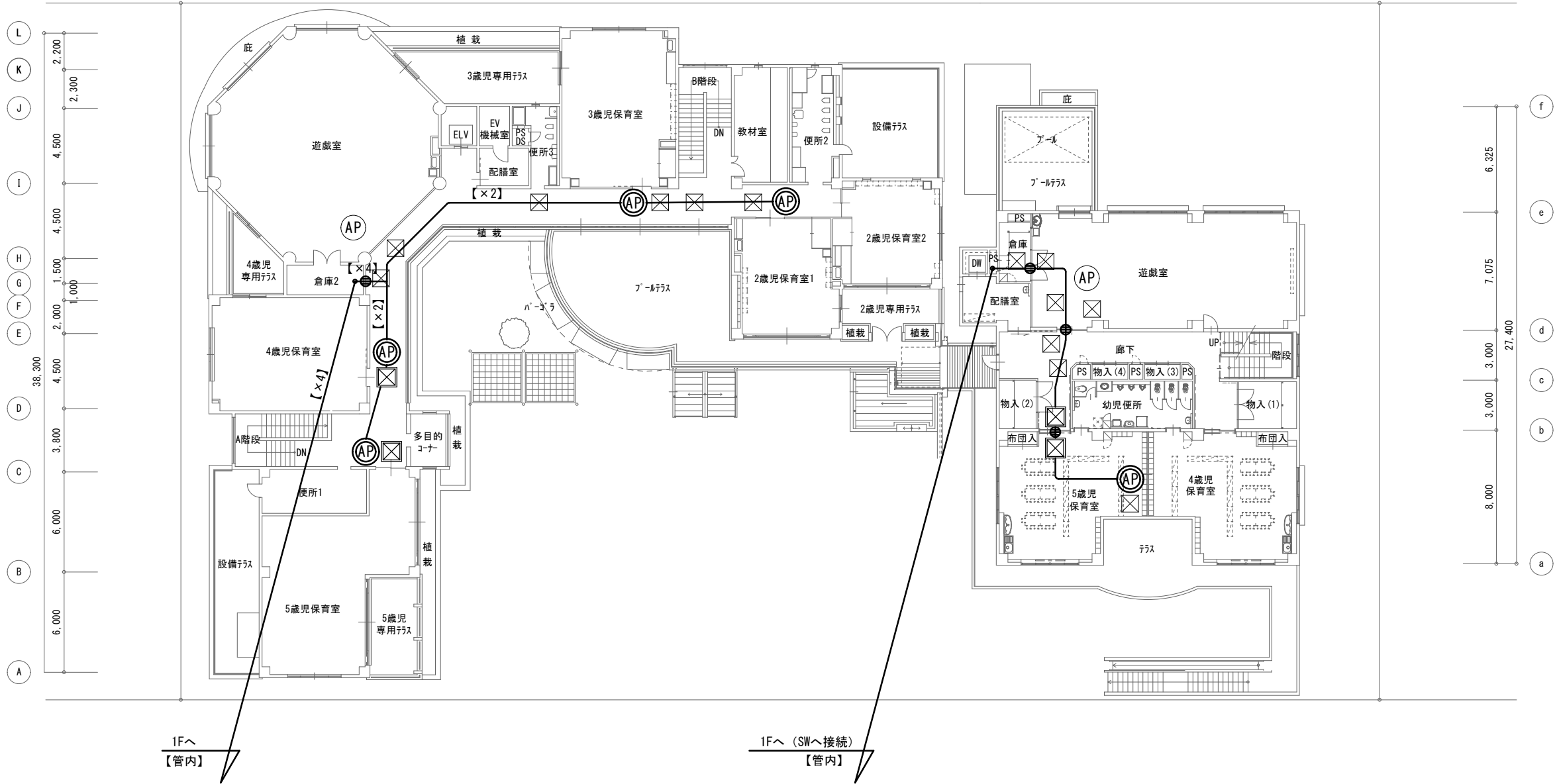
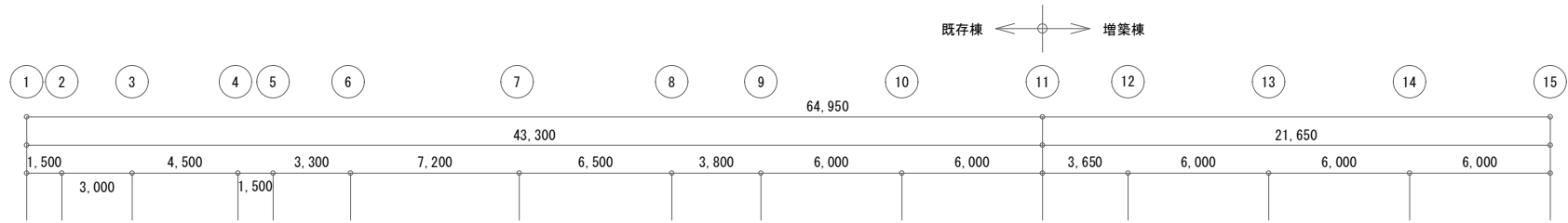
＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井内配線
- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

＜特記仕様＞

- 本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
- 機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
- 壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。 ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
- 壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		
図面名称 高洲保育園 1階平面図	縮尺 1/300	
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号	通し番号 12
	作成日 令和8年8月	全13葉



高洲保育園 2階平面図

＜階高・天井高＞		
階数	階高	天井高
既存棟1階	3,350mm	2,400mm
既存棟2階	3,050mm	2,400mm
増築棟1階	3,550mm	2,400mm
増築棟2階	3,800mm	2,400mm

※階高、天井高は主要部分の寸法を参考に明記する。

＜凡例＞	
RT	ルーター（既設）
SW	L2スイッチ（既設）
SW	L2スイッチ（新設）
AP	アクセスポイント（既設）
AP	アクセスポイント（新設）
●	壁貫通（新設）
⊗	天井点検口（既設）
⊗	天井点検口（新設）
⌚	照明器具一時取外し再取付
▨	天井材：化粧PB（撤去新設）

＜配線＞ ※【×2】は本数を示す。特記無き場合は1本とする。

- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）天井コネクタ配線
- EM-UTP0.5-4P（Cat6A）露出配線（線び共）

＜特記仕様＞

- ・本工事で新設するL2スイッチ、アクセスポイントは発注者支給品とし、アクセスポイントは原則、天井取付とする。
- ・機器及び配線の施工後、システム設定（別途発注）の上、作動状況を確認すること。
- ・壁貫通においては、受注者が状況により判断し、原則、下記に示す方法にて行うこと。
 - ①天井内の既設配線を整理し、既設貫通等を使用して配線する。
 - ②天井下の壁又はサッシ枠等を貫通させ、露出配線し、線び等で保護する。
- ・壁材、天井材アスベスト含有無し。

工事名称 当代島保育園他5園ネットワーク環境改修工事		縮尺 1/300	通し番号 13
図面名称 高洲保育園 2階平面図	工事番号		
担当課 健康こども部 保育幼稚園課			
	作成日 令和8年8月	全13葉	